

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

川崎市長 殿

提出者

住 所 川崎市宮前区菅生2-16-1

氏 名 理 事 長 明 石 勝 也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 044-977-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	学校法人 聖マリアンナ医科大学		自主管理事業登録番号 (3092)
事業場の所在地	川崎市宮前区菅生2-16-1		TEL(連絡先): 044-977-8111
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年間)		
当該事業場に関する事項			
① 事業の種類	P-医療、福祉 (具体的には) 大学病院		
② 事業の規模 ※ 前年度実績を記入、医療機関は前年度末時点の病床数を記入。	製造業	製造品出荷額	百万円
	建設業	エリア内元請完成工事高	百万円
	医療機関	病床数	955 床
	その他の業種	売上高	百万円
	(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)		
③ 従業員数	4036		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 ※ 特別管理産業廃棄物の種類ごとに記入	主たる感染性廃棄物については、現場スタッフが発生源から所定の場所に搬出し、院内・学内回収員(業務委託)がストックヤードに搬出する。以後は収集運搬業者(委託契約)へ受け渡し、中間処理場(委託契約)にて焼却処理され焼却灰となり最終処分場にて埋立処分又はスラグ化しリサイクルを行っている。その他の特別管理産業廃棄物は主に廃液・廃試薬に当たり、現場スタッフが発生源から所定の場所に搬出し、定期的に収集運搬を依頼している。収集運搬業者(委託契約)へ受け渡し、中間処理場(委託契約)にて焼却、中和・無害化、分解処理し残渣が発生した場合のみ最終処分場にて埋立処分を行っている。		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図)							
<p>主として大部分を占める感染性廃棄物に重点を置いている。管理組織図については、病院長を総括責任者とし順番に適正処理委員会(感染委員会)、特別管理産業廃棄物管理責任者(届出済)を置く。更に、実務担当責任者・担当者が収集運搬・中間処理業者と連携し、各現場の廃棄物の管理を行う組織図としている。教育・研修については現場での新入職員配属時の直接指導、ゴミ箱に分別を掲示し啓蒙、院内研修会時に廃棄物に関する講演、看護部と連携し廃棄物調査を実施し報告書を今後の廃棄物管理に役立てるといった内容に取り組んでいる。院内・学外への情報公開については、院内に関しては教育・研修面ではもちろん各部署に配布されている院内感染防止マニュアルに盛り込むことで周知徹底を図っている。院外・学外への情報公開については、施設見学の来院・来学時に他病院・他校へ現地視察の案内やマニュアルの紹介等を行っている。</p>							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	<p>【前年度(令和6年度)実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類数</td> <td>3 種類</td> <td>* 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td>① 排出量</td> <td>517.63 t</td> <td></td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類数	3 種類	* 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。	① 排出量	517.63 t	
	特別管理産業廃棄物の種類数	3 種類	* 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。				
① 排出量	517.63 t						
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>主として大部分を占める感染性廃棄物に重点を置いている。管理組織図については、病院長を総括責任者とし順番に適正処理委員会(感染委員会)、特別管理産業廃棄物管理責任者(届出済)を置く。更に、実務担当責任者・担当者が収集運搬・中間処理業者と連携し、各現場の廃棄物の管理を行う組織図としている。教育・研修については現場での新入職員配属時の直接指導、ゴミ箱に分別を掲示し啓蒙、院内研修会時に廃棄物に関する講演、看護部と連携し廃棄物調査を実施し報告書を今後の廃棄物管理に役立てるといった内容に取り組んでいる。院内・学外への情報公開については、院内に関しては教育・研修面ではもちろん各部署に配布されている院内感染防止マニュアルに盛り込むことで周知徹底を図っている。院外・学外への情報公開については、施設見学の来院・来学時に他病院・他校へ現地視察の案内やマニュアルの紹介等を行っている。</p>							
② 計画	<p>【(令和7年度)目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類数</td> <td>3 種類</td> <td>* 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td>① 排出量</td> <td>504.01 t</td> <td></td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類数	3 種類	* 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。	① 排出量	504.01 t	
	特別管理産業廃棄物の種類数	3 種類	* 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。				
① 排出量	504.01 t						
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>継続的に且つ更に上記の取組に力を入れると共に、更なる分別の啓蒙を行い可能な限り発生抑制に努める。</p>							
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
① 現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>色別で一般、産廃、感染性廃棄物を分類し、細かく分別内容を設け且つ具体例を示しフロー図で示す。又、分別標記をゴミ箱に掲示することで廃棄直前に確認出来る体制をとっている。以上の内容が管理体制で説明したマニュアルに盛り込まれており、また、感染制御部の現場指導により、分別に関する教育・研修を行っている。情報収集・公開についても管理体制、発生抑制と同様に分別一覧・標記を用いて各取組を行っている。</p>						
② 計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>継続的に感染性廃棄物の分別を徹底する。分別内容については既に細分化されている為、更なる分別は困難を極めるが、医師・看護師と定期的に話合いの場を設け、現場単位での現状把握(清潔・不潔のエリア分け等)と分別の見直しを進めていく。また、マニュアル全般の更なる整備を進める他、感染性廃棄物以外の廃棄物容器の設置等の見直しを図る。</p>						

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t
	(これまでに実施した取組)		
	主として大部分を占める感染性廃棄物について、焼却炉の廃止以降はコストや立地条件、施設の維持管理が困難を極めることから処理施設を設ける計画は無く感染性といった特質もあり再生利用は行っていないのが現状である。		
② 計画	【(令和7年度)目標】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後の計画についても見通しが立っていない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	⑤ 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t
	(これまでに実施した取組)		
	本学では実施した事例がない。		
② 計画	【(令和7年度)目標】		
	⑤ 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後の計画についても見通しが立っていない。		
	⑦ 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	t
	* 種類ごとの前年度自ら中間処理により減量した量は、別紙のとおり。		
	⑤ 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	* 種類ごとの本年度自ら熱回収を行う量は、別紙のとおり。		
	⑦ 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t
	* 種類ごとの本年度自ら中間処理により減量する量は、別紙のとおり。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	③+⑨ 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	* 種類ごとの前年度自ら埋立処分を行った量は、別紙のとおり。
	(これまでに実施した取組)		
	本学では実施した事例がない。		
② 計画	【(令和7年度)目標】		
	③+⑨ 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら埋立処分を行う量は、別紙のとおり。
	(今後実施する予定の取組)		
	今後の計画についても見通しが立っていない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	⑩ 全処理委託量	517.63 t	* 種類ごとの前年度処理委託量は、別紙のとおり。
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	517.63 t	
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	0 t	
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	517.61 t	
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	
	(これまでに実施した取組)		
	委託先業者の選定方法については、信頼性を重視し、収集運搬業者を選定した後に取引のある数社の中から更にコスト面、処分方法や立地条件を考慮し処理業者を選定している。委託処理状況の確認については、必ず現地確認を行い報告書を作成し各監視や立入時に資料として提示し定期的に見直しをすると共に講習会や大学の研究会時の資料や情報交換と比較する材料に当てている。中間処理業者との契約の際にはコストの次に資源リサイクルやエネルギーリサイクル、県内処理を重視するものの、昨今の社会情勢の急激な変化(震災の影響等)による激しい処分単価の変動や最終処分場の分散化が進み、埋立処分を契約せざるを得ない状況に陥っている。		

	【(令和7年度)目標】	
② 計画	⑩ 全処理委託量	504.01 t
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	504.01 t
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	t
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	504.00 t
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>本学及び収集運搬・処分委託業者の双方にて情報収集並びに打合せを密に行い、よりよい契約内容へと近づけていく。定期的な確認や見直しを怠らないよう取り組んで行く。</p>	
電子情報処理組織の使用に関する事項(電子 manifests の使用に関する事項)	【前年度(令和6年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	517.63 t
※ 事務処理欄	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>発生量が50t以上である、感染性廃棄物は平成25年度より電子 manifests を導入している。その他特別管理産業廃棄物は50tを超える項目はないが、電子 manifests 移行を令和2年度から開始している。</p>	

備考

- 1 この様式は、前年度(令和6年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
また、前年度(令和6年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン未満の事業場にあつては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
- 2 当該年度(令和7年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入してください。なお、中間処理を行うことにより、特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量を含めて記入してください。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度(令和6年度)の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入してください。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入してください。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
- 9 第5面の※欄には、何も記入しないでください。

別紙処理フロー

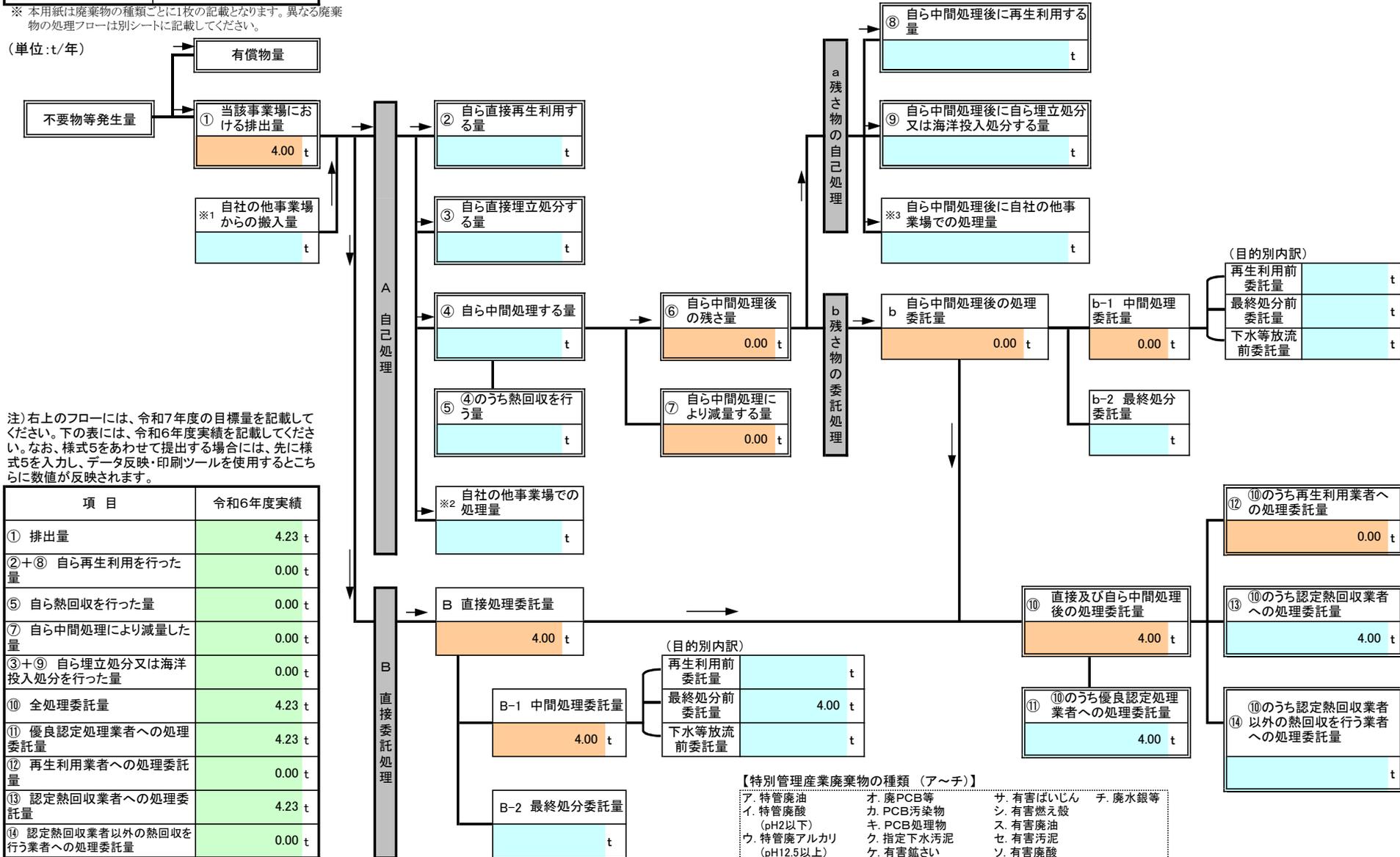
事業場名称： 学校法人 聖マリアンナ医科大学

令和7年度発生する特別管理産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した特別管理産業廃棄物の種類	ア. 特管廃油
----------------------	---------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



別紙処理フロー

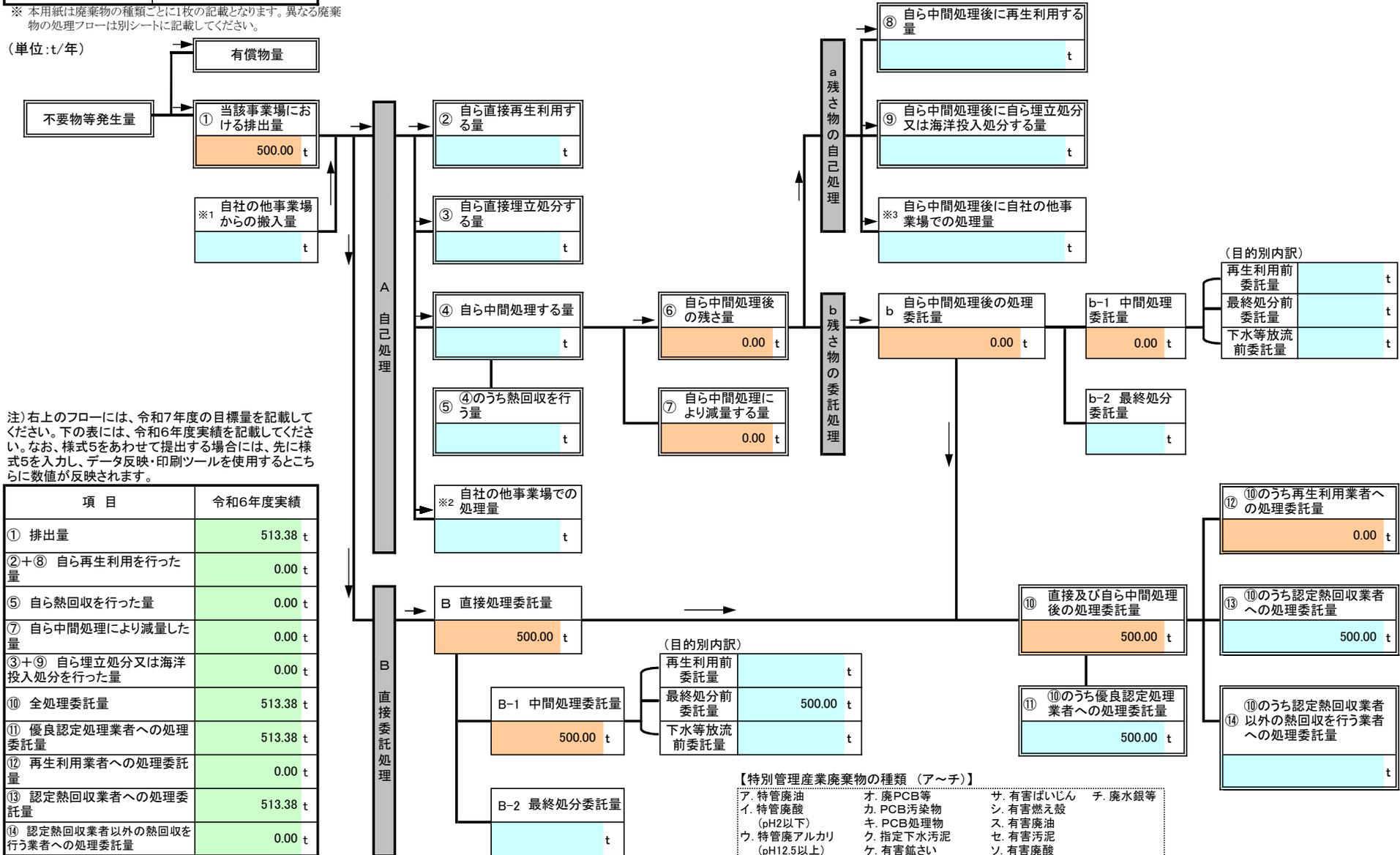
事業場名称： 学校法人 聖マリアンナ医科大学

令和7年度発生する特別管理産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した特別管理産業廃棄物の種類	工. 感染性廃棄物
----------------------	-----------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



注) 右上のフローには、令和7年度の目標量を記載してください。下の表には、令和6年度実績を記載してください。なお、様式5をあわせて提出する場合には、先に様式5を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとこちらに数値が反映されます。

項目	令和6年度実績
① 排出量	513.38 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩ 全処理委託量	513.38 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	513.38 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	513.38 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

- 【特別管理産業廃棄物の種類 (ア～チ)】
- ア. 特管廃油
 - イ. 特管廃酸 (pH2以下)
 - ウ. 特管廃アルカリ (pH12.5以上)
 - エ. 感染性廃棄物
 - オ. 廃PCB等
 - カ. PCB汚染物
 - キ. PCB処理物
 - ク. 指定下水汚泥
 - ケ. 有害鉱さい
 - コ. 廃石綿等
 - サ. 有害ばいじん
 - シ. 有害燃え殻
 - ス. 有害廃油
 - セ. 有害汚泥
 - ソ. 有害廃酸
 - タ. 有害廃アルカリ
 - チ. 廃水銀等

別紙処理フロー

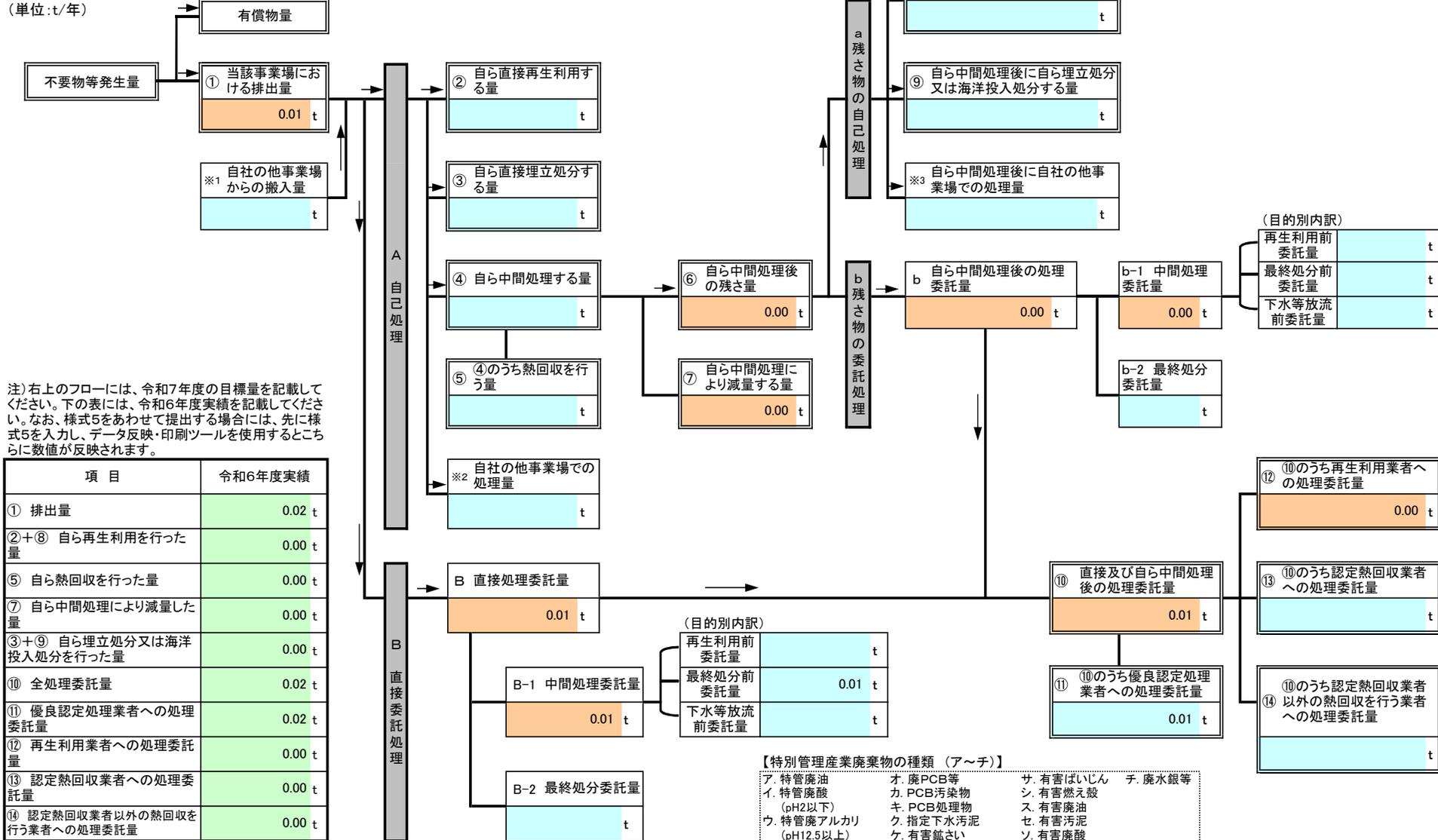
事業場名称： 学校法人 聖マリアンナ医科大学

令和7年度発生する特別管理産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した特別管理産業廃棄物の種類	セ. 有害汚泥
----------------------	---------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



注) 右上のフローには、令和7年度の目標量を記載してください。下の表には、令和6年度実績を記載してください。なお、様式5をあわせて提出する場合には、先に様式5を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するとこちらに数値が反映されます。

項目	令和6年度実績
① 排出量	0.02 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩ 全処理委託量	0.02 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.02 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

- 【特別管理産業廃棄物の種類 (ア～チ)】
- ア. 特管廃油
 - イ. 特管廃酸 (pH2以下)
 - ウ. 特管廃アルカリ (pH12.5以上)
 - エ. 感染性廃棄物
 - オ. 廃PCB等
 - カ. PCB汚染物
 - キ. PCB処理物
 - ク. 指定下水汚泥
 - ケ. 有害鉱さい
 - コ. 廃石綿等
 - サ. 有害ばいじん
 - シ. 有害燃え殻
 - ス. 有害廃油
 - セ. 有害汚泥
 - ソ. 有害廃酸
 - タ. 有害廃アルカリ
 - チ. 廃水銀等